告知板・こくちばん

農業経営合理化のための
自作農維持資金の申し込みは、早く

田や畑を買うための資金や、農家の経営などに必要な自作農維持資金は、ことしも貸し付けられます。

この資金は、五㌃（五反）以上の耕作面積をもち、かつ農業所得がその他の所得より多い農家でなければなりません。申請は、四月一日から農業委員会事務局で受け付けます。くわしいことは同事務局へお問い合わせください。

資金のおもなものはつぎのとおりです。

自作農取得資金

▼自作地取得
自作地を取得したもの、またはしようとするもので、未登記であること。

▼小作地取得
小作地を取得したもの、またはしようとするもの

▼未墾地取得
未墾地を開墾する目的で取得したもの、またはしようとするもの

▼貸し付け限度額
いづれも八十万円

▼償還期間
すえ置き期間三年以内で、償還は二十二年以内

▼利子
年　三分三厘

自作農維持資金

▼相続資金
農業後継者に農地などを一括して相続させ、その他の相続人に金銭を与えるとき。

▼災害資金
災害により農作物に被害を生じたとき。

▼疾病資金
疾病により生じた負債の解消に要する資金

▼負債整理資金
自作、または小作地を取得して生じた負債の整理に必要な資金（登記済みのもの）

▼貸し付け限度額
相続、疾病、負債整理資金は三十万円、災害資金は五十万円

▼償還期間
すえ置き期間三年以内、償還はいずれも十七年以内。

▼利子
年　五分

おとしもの

南国署

2月中に届け出のあったひろい物は、つぎのとおりです。
心あたりの方は、ご遠慮なく署で確めてください。地名は拾った場所です。

〔1月〕
27日　植野　腕時計
30日　十市　現金
　　仁井田　自転車

〔2月〕
4日　里改田　ショール
9日　物部　自転車2台
14日　下野田　腕時計
15日　植野　現金
15日　立田　腕時計
17日　下野田　現金
19日　田村　現金
22日　東崎　自転車
25日　物部　モーター
25日　後免中町　腕時計
26日　国分　自転車

年金ポスト
「年金」の請求もれのないように
五年で権利がなくなります

国民年金に加入して掛け金をされているうちに、身体障害者や母子世帯、あるいは加入者がなくなりみなし子になられた方、

また、国民年金に加入される前にケガや病気にかかり、そのご病、状は固まったけれども重い身体障害者になられた方、

あるいは明治四十四年三月以前に生まれた方で七十歳になられたときには、国民年金制度からそれぞれ年金が支給されます。これらの年金は、請求することによって支給されますので、そのままにしておいては、五年たつとその権利がなくなります。

まだ、その手続きをされない方はすぐ市民課年金係にお申しいでください。

新建材は在庫豊富な
溝渕木材へ!!
ナショナルチェーン南国支部
各種プリント
ナショナルタイル
〒南国④2508番

七月から実施の「番号制度」のあらまし (一)

郵便物には郵便番号を

郵政事業につきましては、いつもみなさんに格別のご協力をいただき誠に有難うございます。厚くお礼申しあげます。

さて、郵政省ではきたる七月一日から、皆さんの差し出される郵便物に「郵便番号」を書いていただくことになりました。日ごろ郵便をご利用していただいている皆さんには、特に関係の深いまた、お手数をおかけする問題でありますので、できるだけその内容を詳しくお知らせします。どうかご理解をいただき、ご協力くださいますようよろしくお願い申しあげます。

（南国郵便局長）

◇郵便番号とは

郵便番号とは、日本全国の郵便局の配達受持区域ごとにつけられた、三けたの番号（親番号）で、郵便物の少ない地域には、さらに二けたの子番号を加えて作られています。

例　南国市の場合

南国局の受持区域	七八三
稲生局の　〃	七八三—〇一
領石局の　〃	七八一—四一
大津局の　〃	七八一—五一

このあて先の番号を郵便物の表面に住所、氏名といっしょに記入していただき、機械を使って配達区域を分ける作業ができるようにしたものです。

なお、この番号は郵便物を運送する経路をも現わしています。

（つづく）

南国市の郵便番号

△下記を除く全域　七八三
△国分、比江、左右山、領石、植野、久礼田、植田、才谷、宍崎外山、土倉、天行寺、亀岩、大改野、桑ノ川、中ノ川、黒滝、中谷、奈路、上倉、白木谷、八京（旧国府、久礼田、亀岩、上倉各村）七八一—四一
△岡豊　七八一—五一
△伊達野、稲生、十市　七八三—〇一

郵便を差し出されるときご自分の郵便番号の書き方の例

例一

郵便番号七八三
高知県南国市東崎
南国市役所

例二

783
高知県南国市東崎
南国市役所

郵便局から

郵便番号簿を無料でお届けしますが、さしあたり皆さんのおとこころの郵便番号をお知らせします。これから出される郵便にはぜひあなたのご住所に郵便番号を書いて相手の方に知らせてください。

みんなの広場

何気ない汽車の旅も、ちょっとした物知りから、たのしいものになり、割り安ともなります。

皆さんに、案外知られていない身近かなご利用方法をお知らせしましょう。

（その一）　周遊券—周遊券の魅力は、なんといっても計画されたたのしい旅行が保証されることです。

おもな種類としては、お好みに応じたプランによって作られることぶき周遊券と予約周遊券、地域を指定した均一周遊券がありますが、国鉄、私鉄、バス、船

国鉄だより
旅の豆知識

ケーブルカーなど乗りものはすべて一割引き、通用期間一カ月となっています。観光地めぐりには最適です。

（その二）　旅行券—会社のご出張に、たのしい贈りものに、ご利用ください。

国鉄の乗車券、指定券、急行券などとの引換そのほかに車内での乗越一等への乗換えなどの支払いにも使用できます。金額も手ごろで五百円、千円、二千円、五千円の四種類があります。

〝たのしい旅のプレゼント〟は現代人のセンスにピッタリです。

（その三）　回数券—「同じ区間をたびたび乗車するが、定期券を買うほどでもない」といわれる方におすすめします。

十回分の運賃で十一回乗車できます。（一割引き）

また、二人以上で同時に利用できます、大人用一枚で小児二人がつかえますから、グループ旅行やご家族づれの旅行にたいへん便利でお徳用です。

浜田・吉田氏
身体障害者相談員に

身体障害者福祉法の改正によって、身体障害者相談員制度が設けられ、このほど県知事からつぎの二人が南国市の相談員に委嘱されました。

浜田　実（浜改田一五一）
吉田　豊（立田七三四）

この相談員は、身障者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行なうとともに、身体障害者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力や、身障者に関する援護思想の普及など、身障者の福利増進をはかろうとするものです。